

## いわゆるヘイトスピーチ解消法の成立等について

### ○法律名

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）

### ○経緯

平成28年4月8日 本法律案が参議院に提出（同月13日、参議院法務委員会に付託）

5月12日 参議院法務委員会において、本法律案修正議決、  
附帯決議

5月13日 参議院本会議において、本法律案修正議決

5月20日 衆議院法務委員会において、本法律案可決

5月24日 衆議院本会議において、本法律案可決

6月 3日 本法律の公布、施行

### ○本法律の概要

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言（前文）
- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と定義（第2条）
- ・ 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努める（第3条）
- ・ 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策及び地方公共団体の施策推進のための助言等の措置を講ずる責務（第4条第1項）
- ・ 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める（第4条第2項）
- ・ 相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の基本的施策（第5条から第

7条)

○附則

- ・ 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする

○参議院法務委員会附帯決議の概要

- ・ 国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべき。
  - ① 第2条が規定する以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及び人種差別撤廃条約の精神に鑑み、適切に対処すること
  - ② 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること
  - ③ インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること

○衆議院法務委員会附帯決議の概要

- ・ 国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべき。
  - ① 本法の趣旨、日本国憲法及び人種差別撤廃条約の精神に照らし、第2条が規定する以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること
  - ② 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること
  - ③ インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること

- ④ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと

法務省人権擁護局及び財団法人人権教育啓発推進センターにおいて平成27年8月から平成28年3月まで  
 ①デモ等の発生状況(A. 発生件数, B. テーマ), ②デモ等における発言内容, ③その他の事項の調査を実施

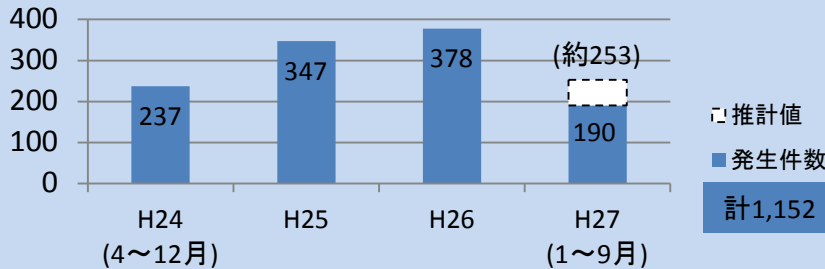
同センターに有識者(社会学, 統計学, 多文化共生, 国際人権の4名)の会議体を設けて中立, 公正の立場で分析, 評価

## 調査結果

### ①デモ等の発生状況

#### A. デモ等の発生件数

※ヘイトスピーチを行っていると思われる団体によるデモ等を公開情報等により調査



**結論** ・平成27年に相当程度減少する傾向にあるが, 沈静化したとは言えない状況

#### B. デモ等のテーマ

※A.で把握したデモ等のテーマを調査

・①特定の民族等を一律に排斥する内容, ②特定の民族等に危害を加える内容をテーマとするものを分類, 抽出

**結論** ・デモ等の大多数は「拉致」など外交問題等に関するもの  
 ・①及び②をテーマとするデモ等は減少する傾向  
 ⇒H24(約5.9%)からH27(約1.1%)へ徐々に減少

### ②デモ等における発言内容

・動画投稿サイト上のデモ等の動画の文字起こしにより発言内容を調査 →デモ等72件, 動画再生時間計約98時間  
 ・①及び②に加え, ③特定の民族等を蔑称で呼ぶなどして殊更に誹謗中傷する内容の発言を分類, 抽出

#### 結論

・①から③の該当発言合計は1,803回あったが, それらに該当しない政治的主張に関する発言も多数  
 ・①から③の該当発言が平成27年に減少する傾向  
 ⇒H26「3.2分に1回」からH27「6.3分に1回」  
 ・そのうち②に該当する発言も減少する傾向  
 ・ただし該当発言は未だ相当数あり, 沈静化したとは言えない状況

### ③その他の事項

(地方公共団体に関する調査)  
 ・地方公共団体による実施済みの外国人住民対象調査の精査  
 ・地方公共団体からのヒアリング等

(聞き取り調査)  
 ・全国3か所(東京都新宿区, 川崎市, 大阪市生野区)にて, 在日韓国・朝鮮人ら計26名から聴取  
 ・ヘイトスピーチの経験, 影響のほか, 意見, 要望等を聴取

### 考察

(上記の発生状況及び発言内容の傾向に影響を与えたと考えられる要因)

- ・京都朝鮮第一初級学校事件の民事訴訟において, 団体側が敗訴したことによる影響
- ・ヘイトスピーチ問題に対する社会的関心の高まりによる影響

- H26.7大阪高裁の敗訴判決等
- 団体側が過激な発言控える呼びかけ

### 今後の法務省の取組み

ヘイトスピーチに対する現行法の適切な適用に努め, 人権啓発等の人権擁護施策のより一層の推進を検討

## ヘイトスピーチの解消に向けた取組について

法務省人権擁護局

### 1 これまでに実施した取組について

- (1) 法務省人権擁護局内にヘイトスピーチの解消に向けた施策を担う「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」を新たに設置
- (2) ヘイトスピーチ解消法施行に関する周知広報活動の実施
- (3) ヘイトスピーチ解消法の外国語訳の情報発信
- (4) ヘイトスピーチが予想されるデモ、街宣活動の現場周辺での啓発活動
- (5) 本専門部会の開催

### 2 今後実施する取組について（※いずれも予定であって、検討中のものも含む。）

- (1) 関係機関の意見交換及び連携協力に向けた協議の継続
- (2) ヘイトスピーチの実態の継続的な把握
- (3) 人権相談を担当する職員等に対する研修等の充実、強化
- (4) 法務省人権擁護局内に、ヘイトスピーチによる被害に関する相談に的確に対処するための「ヘイトスピーチ被害相談対応チーム」（仮称）を新たに設置
- (5) 民間団体と連携した広報等、様々な媒体を活用した啓発活動による発信力の強化
- (6) 「ヘイトスピーチ、許さない。」のキャッチコピーを用いたポスター、リーフレットの増刷、配布
- (7) ヘイトスピーチの解消に向けて、国民の理解を深めることを目的とした一般向けパンフレットの製作、配布
- (8) 地方公共団体等を対象とした参考情報の作成、提供
- (9) インターネット上のヘイトスピーチへの対処